

令和4年6月24日

契約制度課

建設工事における最低制限価格及び低入札調査基準価格の改正について

建設工事の適正な履行を確保するため、建設工事における「最低制限価格」及び「低入札価格調査基準価格（WTO）」の算定方法を次のとおり改正するもの。

1 改正内容

算定の基礎となる一般管理費の参入率を設計金額の55%から68%に引き上げる。

《 現 行 》

【算定方法】

- ①直接工事費の97%
- ②共通仮設費の90%
- ③現場管理費の90%
- ④一般管理費の55%



《 改 正 後 》

【算定方法】

- ①直接工事費の97%
- ②共通仮設費の90%
- ③現場管理費の90%
- ④一般管理費の68%

[計算方法]

$(①+②+③+④) \times \text{ランダム係数}(1.0001 \sim 1.005) \times \text{消費税及び地方消費税}$

2 改正理由

国土交通省不動産・建設経済局等から「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の見直しを踏まえ、ダンピング対策の更なる徹底を図るよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第20条第2項に基づく要請があった。

については、公共工事の品質確保のため、建設工事における最低制限価格及び低入札調査基準価格の改正を行う。

3 施行日

令和4年8月1日以降に入札を公告し、または指名する工事から適用する。